

古い時代に建てられた賃貸住宅が老朽化して、建て替えたり取り壊すため大家さんから賃貸借の解約や更新の打ち切りを告げられ、退去を求められることがあります。そうした場合、長く住み続けて高齢になった方の中には、最終の住処、の当てが外れて動揺してしまう人も少なくありません。そこで、立ち退きに関わるマメ知識をまとめてみました。

(※ここでは家賃滞納など借借人の契約違反に起因する立ち退き) 事案については触れません。

New Wave

住まいのカタチ

住関連の話題を紹介します!

大家さんから
半年後までに
退去をお願いされた!?

内容証明



賃貸暮らしの困りごと
「立ち退き」のマメ知識



物件管理会社の立場を誤解しないで

まず、入口の時点で勘違いをしてはいけないこと。立ち退きの通知は大抵の場合、書面の送付と前後して電話や口頭で説明が行われる流れが一般的です。その最初の説明に始まって、メッセージのやり取りや手続きを物件の管理会社が担うことがよくあるのですが、管理会社は大家さんに代わって借借人と条件面の交渉をすることはできません(弁護士法第72条)。話し合っ

て合意を得る相手は、あくまでも大家さん本人もしくは、代理

人を任された弁護士ということになります。そしてもう1点、管理会社は借借人であるあなたが家賃を滞りなく払い続けてきたことや、生活ルールをきちんと守って住まわれてきたことを分かってくれています。転居先を探す相談をしたり、信用に足る借借人であることを他の不動産店に証明してもらうこともできる心強い存在なのです。それを立ち退きを迫る側と勘違いし、感情的になって怒りをぶつけたりするのは賢い振る舞いとは言えません。

(2面に続く)

インデックス

1-3面：特集 賃貸暮らしの困りごと

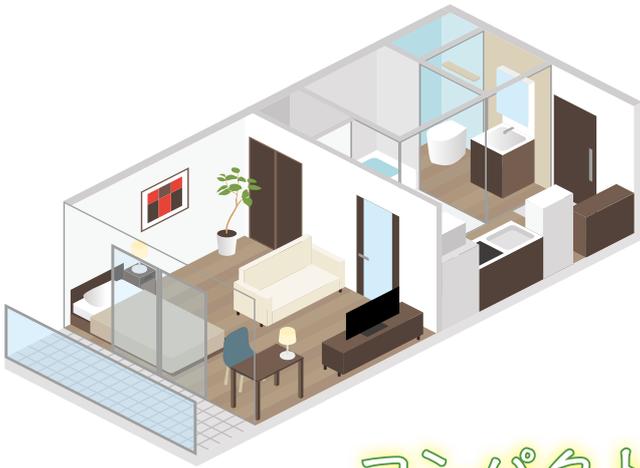
「立ち退き」のマメ知識

4-5面：掲示板/神奈川県居住支援協議会からのお知らせ

4-5面：TOPICS / 事務局だより

6面：憩いの水辺探訪

⑩ 葎島湿生公園



コンパクトな暮らしを
見つめる機会にも



(1 面から続く)

立ち退き料は了解を得やすい交渉を

次に、気持ちの整理を付けて退去の要請を受け入れることにしたのであれば、大家さんとは立ち退き料の交渉ができます。これは借地借家法第 28 条において、大家さんによる解約の申し入れには「正当事由」が必要であることと、賃借人に対する「財産上の給付」が正当性を主張する補完要素になり得ることが示されているからです。

とはいえ、立ち退き料の金額や算定方法に決まりがあるわけではありません。インターネットなどから相場の日安や過去の判例など情報を得ることができても、賃借人、大家さんとも個々に状況や事情が異なるのであまり参考にはならないように思われます。お金の補償は少しでも多いほうがありがたいと考えるのは人情ですが、度が過ぎた要求には大家さんもへそを曲げてしまいます。

「むしろ転居したい物件を先に当たって、初期費用と引っ越し代でいくらかかると具体的に示したり、そのような方法をとることを交渉したほうが、了解は得やすいかもしれません」と話すのは、県央エリアで物件管理や仲介を手がける不動産店のベテランスタッフ、小野克哲さんです。

家賃が免除される方式に「落とし穴」も

また、立ち退き料を支払うのではなく、退去期限まで家賃を免除するというような申し出をする大家さんもいます。高額な家賃を払っている賃借人であれば半年ぐらいいかたりの資金を貯められますし、現金を受け取る約束よりは不安感も少ないですが、次のような「落とし穴」もあります。

・ 希望に叶う転居先が早期に見つかった場合、家賃免除の旨

味は減ってしまいます。

・ 家賃免除のメリットを享受するため、退去期限ぎりぎりまで住まい探しを先送りした場合、短期間で希望を満たす物件を必ず見つけられるという保障はありません。

さらに家賃が免除される方式は、通知が届いてから何のアクションもせず、自動引き落としの停止により送金されなかったりすると、事実上、立ち退きを承諾したとみなされてしまう可能性があります。もし、この方式に異を唱えるのであれば、早急な返答が重要であるということをお覚悟しておきましょう。

このほか立ち退きに関わるお金の話として、建物の解体が行われるケースについては退去時に原状回復をして明け渡す必要性はなくなります。そのためにプールされている敷金は、全額を返してもらえらるものと考えられます。

交渉が物別れに終わった場合、裁判になることが多いですが、弁護士費用もかかりますし、控訴を経て長期化すれば精神的にも負担になるので、高齢の方にはあまりお勧めできません。「賃借人も大家さんも、持ちつ持たれつの間柄で信頼を築いてきたことを忘れないでください」と小野さんは強調します。

「賃借人が長く住んでこられたのは、大家さんの意思に従って建物の維持管理が適正に行われてきたから。大家さんが安定した賃貸経営を続けられてこられたのは、賃借人が家賃滞納やルール違反をせずに暮らしてくれたから。立ち退き交渉に当たっては、そんな関係性を思い起こし、互いに歩み寄る姿勢で合意に至ってほしいですね」

家賃を下げるために何を我慢します？

一方、建て替えを目的とした立ち退きについては計画的に進められるため比較的早くから周知を図ったり、賃借人への対応もいろいろな方策がとられるようになってきました。例えば、建て替えの緊急性を把握し「正当事由」の裏付けとするため、



家賃の安さで
選び続けると...

賃貸暮らしの困りごと
「立ち退き」のママ知識



他の条件面を見直すのか、思案のしどころというわけです。

備える意識で貯蓄や断捨離を心がけて

「単身者で、月々の家賃や生活費の負担を減らしたいなら、共同居住型のシェアハウスに目を向けてみては」と提案するのは、一般社団法人日本シェアハウス協会理事で、湘南エリアで居住支援や不動産事業を営む竹田恵子さん。一棟の住居において個室以外のLDK、浴室、トイレなどを複数人で共用するスタイルなので、同じエリア内の家賃相場と比べて安く設定されていることが多く、電気・ガス・水道代や日用消耗品の費用も居住者で分担する方式。さらには入居時に必要とされる初期費用も、普通の賃貸住宅より安いのが「売り」となっています。

資金を蓄えるための一時的な住まいとしても役立ちますが、ただし洗濯機や冷蔵庫などの大型家電、リビング家具、調理器具などは予め備わっているのを持ち込むことができません。「トランクルーム等に預けてもよいですが、身の回りのモノを大胆に整理・処分することによって、コンパクトな暮らし方をみつめる機会にもなるのではないのでしょうか」と、竹田さんはシェアハウスに住む意義について言及しています。

そうした意見を踏まえると、賃貸住宅に長く暮らし続けるうえで貯蓄や断捨離を心がけ、立ち退きに備える視点も重要といえそうです。最後に銭谷さんからはこんな呼びかけも。「県や市単位で組織された居住支援協議会、県指定の居住支援法人、さらには門前払いをしない不動産店など、高齢者や障害者、一人親世帯の方などが住まい探しに困ったときの相談窓口は着実に広がってきています。たとえ立ち退きに直面しても救いの手を差し伸べてもらえるルートがあるということを頭の片隅に入れつつ、充実した賃貸生活をお過ごしください」

※ 県内の居住支援協議会の連絡先を5頁に掲載しています。

1,000㎡未満の小規模な建物であっても耐震診断を実施し、結果を報告する。また、普通借家契約の2年更新時に建て替え計画の告知とともに、更新のない定期借家契約への切り替えをお願いされるケースも増えているといえます。

後者の件について相模原エリアで不動産店を営む銭谷伸秀さんは、「強要はできないので断っても構いませんが、いずれは出なければならないことを知ってしまったわけですから、転居のための費用面や準備をする上で便宜を図ってもらえるよう、受け入れて交渉を上手に進める選択もあるのではないのでしょうか」と、アドバイスしています。

民間賃貸の転居先を探す際に熟慮してほしい点もあります。収入が年金のみになった高齢の借入人の多くは、なるべく家賃が安い物件を希望する傾向があり、間取りや交通アクセスといった条件を譲らないのであれば、選択肢は築年数の古い建物に限られてきます。そういった物件は災害時の不安要素に加え、再び立ち退きに遭うリスクを抱えており、それを是とするのか、

住まい探しの参考に

神奈川県居住支援協議会では、県内のセーフティネット住宅、かながわあんしん賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅、および公的賃貸住宅の募集情報などを集約した「住まいの情報紙」を年1回発行しています。最新は第72号(A4判12頁)で県機関、市町村の住宅関連窓口、有隣堂の主要店舗などで無料配布しているほか、次のQRコードより閲覧できます。



在庫切れなどお近くで手に入れるのが難しいという方には、郵送にも応じています。ご希望の方は、事務局(かながわ住まいまちづくり協会 ☎045-664-6896)まで、ご一報ください。

掲示板

神奈川県居住支援協議会が

コーディネーター 2年目は藤沢の協議会と共催 の認定研修

プロ意識や「つなぐ、ための気づきの醸成めざす

居住支援のさまざまな現場に携わる人たちの啓発やレベルアップを目的とした神奈川県居住支援協議会による「居住支援コーディネーター」認定制度。2年目を迎えた2024年度は10月から11月にかけて、藤沢市居住支援協議会と共催でココテラス湘南（藤沢市辻堂神台）を会場に認定研修を開催しました。

対象は、地域福祉を担うソーシャルワーカーや民生児童委員、不動産業従事者、居住支援法人・相談機関のスタッフ、地方公共団体職員など。3日におよぶ座学では、異業種の人が「知らないことを知る、機会となるよう、さまざまな居住支援の現場で活動するエキスパートが体験談を交

えつつ専門用語や慣習等について解説しました。また、居住支援を生活全般の課題と捉え、困りごとを受け止めて整理する力を習得し、課題（問題）の発見から専門部署（団体）へ寄り添いながら「つなぐ、ことができる人材を育成するため、最終日はグループワークを実施。架空の相談内容を掘り下げて隠れた情報をキャッチし、具体的な解決に結びつけるための話し合いと発表の場が設けられました。

こうして4日間の研修を終えて、認定証を手にした居住支援コーディネーターは34人。参加した方の中から、ためになったことや今後の抱負など生の声を寄せてもらいました。

2024年度認定者さまよりひと言

湘南東部総合病院 在宅支援部

ケアマネジャー **勝山 初美** さん

高齢者や障がいを持った方が安心して日常生活を送るうえで、住環境はとても重要と考えます。住まいに困っている方、一人ひとりの望む暮らしのサポートができればと思い、研修に参加させていただきました。

病院での勤務のため、退院時から支援をさせていただくことも多々あり、退院後の住居に不安を抱えている方が少なくありません。住居支援について学び、業務の中でより具体的なアドバイスができるかと感じました。また、住居に関する専門職の方々の講義やご意見をうかがえる、とても貴重な時間となりました。



(株) めぐみ不動産コンサルティング

宅地建物取引士 **齋藤 香織** さん

伊勢原市にある不動産店で開業当初から10年、代表とともにシングルマザーのためのシェアハウスの運営や住宅確保要配慮者のサポートなどに努めてきました。認定を受けて良かったなと感じるのは、名刺に「居住支援コーディネーター」と記載して渡せるようになり、そうした相談に応じられる存在であることがスムーズに伝わりやすくなったかな、と。もちろん自分自身への励ましにもなりました。

研修会については、グループワークでさまざまな異業種の方と交流して、情報や知識の入手ルートを広げることができたと思います。



藤沢市住宅政策課

近藤 みゆき さん



とても実り多い研修に参加させていただきありがとうございました。いろいろな立場から居住支援に携わっている方たちのお話を聞くことができ、勉強になりました。何より、たくさんの方とお知り合いになることができ、今後困ったときに相談できるつながりを持てたことが嬉しかったです。

今回、研修を受けたことで、これから相談を受けた際には、多角的な視点から支援の方法を考えることができると、強く思いました。

今後とも、人とのご縁を大切にしながら、支援に関わってまいります。

一般社団法人 ワンダフルライフ

介護福祉士 **柏木 知将** さん



昨年10月から、障がい者グループホームの運営スタッフに加わり、共同生活の支援に関わっています。

以前はケアマネジャーや介護福祉士として高齢者福祉の仕事に従事し、住まい探しにお困りの方たちが多くいることは理解していたのですが、今回の認定研修を経て、不動産店さんのいろいろな「つなぐ、発想を学ぶことができました。

新しい職務に就いたばかりで「コーディネーター」の肩書きを授かり、初心に立ち返って精進していかなくてはと身の引き締まる思いです。たくさんの方のお役に立てるよう、頑張っています。

藤沢市地域共生社会推進室

田代 修一 さん



4月から改正生活困窮者自立支援法が施行されます。その中で、住まいの相談に対応できる体制の整備のひとつとして、自立相談支援事業における居住支援の強化がうたわれています。担当として、即解決とはならずとも、自分たちの位置を把握し、進むべき方向性を知るきっかけとなりました。いわば、大海におけるジャイロコンパスのような効果があり、今後活かせる研修でありました。

また、不動産、保証会社関係等、貴重な話を聞くことができ、自分だったらこうしよう、とイメージする機会を得たこと、その場の空気感、講師の方・参加者の方・スタッフの方の熱量を感じることができた4日間でした。

らのお知らせ

事務局：かながわ住まい・まちづくり協会
☎ 045 (664) 6896

人材育成の充実へ スキルアップの講習会も

居住支援のための人材育成の取り組みとしては、昨年度認定されたコーディネーターのスキルアップを図る講習会も行われました。2025年3月19日(水)、横浜市中区のマツ・ムラホールを会場に開催されたもので、前半は居住支援に関するトピックを二つ紹介。まず令和6年に改正された住宅セーフティネット法の概要について、国土交通省住宅局安心居住推進課の岡田修治氏が解説を行い、座間市地域福祉課自立サポート係の吉野文哉氏からは住居確保給付金で新たに創設された補助の報告がありました。

後半はグループワークを実施し、円滑に問題を解決をするための知恵を出し合っ見て識を深めました。

参加者はサポートスタッフを含め約25人。なお、コーディネーター認定制度の有効期間は5年間で、期間内に講習会を1回以上受講することで更新できるシステムとなっています。



居住支援の相談の解決に向けて熱心な話し合いが繰り広げられたグループワーク
＝横浜市中区のマツ・ムラホール

県内の居住支援協議会 (2025年3月31日現在)

居住支援協議会区分 問い合わせ先(事務局・常設の相談窓口等)	問い合わせ電話番号 受け付け時間	設立年月
神奈川県居住支援協議会 事務局：かながわ住まいまちづくり協会	☎ 045-664-6896 土・日曜、祝日、年末年始を除く8:30～12:00、13:00～17:00	2010年 11月
川崎市居住支援協議会 すまいの相談窓口(川崎市住宅供給公社内)	☎ 044-244-7590 土・日曜、祝日、年末年始を除く8:30～12:00、13:00～17:00	2016年 6月
よこはま住まいサポート (横浜市居住支援協議会) 相談窓口(横浜市住宅供給公社内)	☎ 045-451-7812 土・日曜、祝日、年末年始を除く 10:00～12:00、13:00～17:00	2018年 10月
鎌倉市居住支援協議会 事務局：かながわ住まいまちづくり協会	☎ 045-664-6896 土・日曜、祝日、年末年始を除く8:30～12:00、13:00～17:00	2019年 3月
藤沢市居住支援協議会 事務局：藤沢市住宅政策課	☎ 0466-50-3541 土・日曜、祝日、年末年始を除く8:30～12:00、13:00～17:00	2020年 8月
相模原市居住支援協議会 事務局：相模原市住宅課	☎ 042-769-9817 土・日曜、祝日、年末年始を除く8:30～12:00、13:00～17:00	2020年 12月
座間市居住支援協議会 事務局：座間市地域福祉課自立サポート係	☎ 046-252-8566 土・日曜、祝日、年末年始を除く8:30～12:00、13:00～17:15	2021年 6月
茅ヶ崎市居住支援協議会 事務局：茅ヶ崎市都市政策課住宅政策担当	☎ 0467-81-7181 土・日曜、祝日、年末年始を除く8:30～12:00、13:00～17:00	2022年 4月
厚木市居住支援協議会 事務局：厚木市都市みらい部住宅課	☎ 046-225-2330 土・日曜、祝日、年末年始を除く8:30～12:00、13:00～17:00	2023年 3月

Topics

多世代居住のまちづくり推進へ

県が担い手養成の連続講座を開催

多世代居住のまちづくりの推進に向けて、地域住民がまちづくり活動に興味を持つきっかけや、活動を行う際のポイントを知る機会とすることを目的に、神奈川県は「多世代居住のまちづくり担い手養成講座」を開催し、4日間を通して延べ43名が受講しました。

今回は、「あなたのチカラを地域のタカラに～地域づくりのとびらを開いてみませんか～」をメインテーマに2024年11月～12月にかけて計4回の連続講座を「入門編」と「実践編」の2部構成とし、企画・進行をまち協が担当し下表のとおり実施しました。

入門編 (一、二回目)	<p>テーマ：自分発で始める地域での場づくり 講師：NPO 法人れんげ舎 長田英史氏</p> <p>「場づくり」の基本と、ゼロから継続的な場をつくり出すためのステップを学び、どんな場をつくりたいのかをワークを通して探る。</p> <p>【講義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場づくりとは？ ・継続的な場をつくるまでのステップ ・仲間と楽しく場を続けるためのコツ 他 <p>【ワーク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あなたの求める場とは？ ・もしあなたがイベントを主催するとしたら？
実践編 (三、四回目)	<p>テーマ：つながる場・集いの場づくり 講師：株式会社都市環境研究所 實方理佐氏</p> <p>「試しにやってみよう」から活動を広げていく、続けていくための実践のヒントについて、事例とワークを通して探る。</p> <p>【講義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域を元気にする様々な「場づくり」 ・チャレンジ事例から見えてくる実践のヒント 他 <p>【ワーク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「やりたい」を形にする～小さな目標からのチャレンジ <p>【事例報告とセッション】(ゲスト2名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つながる場・集いの場づくりのチャレンジ事例の紹介

最終日の講座では、2名のゲストを招き、それぞれの取り組み内容について報告を受けました。

- ゲスト1：小山浩史氏（慶應義塾大学総合政策学部3年在学）
・「高齢者がワクワクできる仕組みづくり」を研究テーマと



「入門編」①と「実践編」③の講義の様子 藤沢商工会館「ミナパーク」



- して、湘南大庭地区郷土づくり推進会議の公募委員として「高齢者塾」運営のための組織づくりを目指している。
- ゲスト2：熊谷恵美子氏（株式会社スタジオ ゲンクマガイ）
・横浜市旭区の左近山団地でコミュニティカフェ「左近山アトリエ 131110」を運営しながら、左近山団地の様々なまちづくり活動に取り組んでいる。

開催後、受講者からは、「一言も聞き逃したくない程、役に立つ情報を得られました」「参加者皆さん各々の状況やお考えなども伺えとても参考になりました」「場づくりの進め方や、具体例を教えていただけて参考になりました」などの感想が寄せられました。

公共施設のバリアフリー化へ提言

2024年度は5カ所にアドバイザーを派遣

神奈川県福祉部では、公益施設の運営者に、障害者等が施設内で円滑に移動することが可能となるような改善計画について助言するバリアフリーアドバイザー派遣制度を実施し、まち協が事務局を担当しています。

単身者の賃貸居住の不安感を減らす、安否確認&不慮の事故対応（上限100万円まで補償）

広告

ご活用
ください！

あんすまコンパクト

《サービスの内容》

週2回の安否確認

週2回、電話（音声ガイダンス）に出て1回ボタンを押すだけの簡単操作で、家族等に安否確認メールが届きます。

室内における死亡時の補償

原状回復・遺品整理等を上限100万円までお支払いします。

- 「神奈川県あんしんすまい保証制度」の良いところをコンパクトにまとめました。
- より充実したサービスの提供も可能です。

《利用料（税込）》

月額 1,650 円
初回登録料 11,000 円

《お問い合わせ》 公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会 ☎ 045-664-6896 FAX 045-664-9359

施設内の移動経路における段差解消や車いす利用者などが使いやすいトイレの改修などに関する助言を行うため、2024年度は次の5施設について同アドバイザーを派遣しました。

- ①県立横浜翠嵐高校 ②県立寒川浄水場 ③県立近代美術館葉山館 ④鎌倉市中央図書館 ⑤生命の星・地球博物館

各施設とも、一級建築士と車いす利用のアドバイザーがチームとなり半日程度の現地調査を実施。建築士による専門的立場からの助言に加え、車いす利用の当事者のからの視点も考慮し、改善計画を盛り込んだ報告書を依頼者に提出します。報告書では優先的に対応が求められる項目から将来的には改善が望ましい項目までを段階的に示すことで、施設にとって改修の計画を立てやすいよう配慮しています。



車いす利用者や建築の専門家が視察を行い、改善点等を提案している「バリアフリーアドバイザー派遣事業」＝⑤生命の星・地球博物館

まち協・事務局だより

◆ 新年度事業計画及び収支予算案が成立しました

令和7年度の事業計画及び収支予算案が3月17日付けで承認されました。

事業計画は、前年度事業を基本としていますが、国や県・自治体の住宅施策、住まいまちづくりを取り巻く新たな社会情勢を踏まえ事業を展開します。

収支予算については、国庫補助事業の採択など現時点では未確定な収益は除外する一方、特定費用準備資金に係る事業費を計上したことから、前年度補正予算額に対し経常収益計は9,593千円減の46,120千円、経常費用は前年度比で4,741千円増の50,462千円とし、当期経常増減額は4,342千円の赤字となりますが、特定費用準備資金より6,927千円を取り崩すことで実質の収支としては2,575千円の黒字が見込まれます。

なお、令和6年度収支については、令和5年度に引き続き単年度黒字決算となる見込みですが、住まいまちづくりをとりまく社会情勢の動向を踏まえ、引き続き公益法人としての使命を果たすために、関係機関とも連絡調整を密に業務にあたって参ります。会員の皆様をはじめ、関連団体の方々におかれましては引き続き温かいご支援をお願いいたします。



◆ 新しい公益法人制度・公益法人会計基準への対応について

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の改定に伴い、令和7年4月1日以降開始する事業年度から一定の経過期間を経て、公益法人には新たな会計基準が順次適用されます。

具体的には、令和10年4月1日前に開始する事業年度までは平成20年度会計基準（現行）を適応することが可能であるため、当協会においても令和7年度については現行基準を継続します。紙面の制約もあり詳細は省きますが、新基準では、財務諸表における貸借対照表について正味財産を純資産という一般的な表現とし、正味財産増減計算書は活動計算書と改められ、収益、事業費とも活動別（公1事業、公2事業、…、収益事業）の科目として記載することとなります。

また、公益目的事業会計の残存剰余額は、公益目的事業会計の年度欠損額や公益目的保有財産の取得または改良等により、5年以内に解消すればよいとする中期的収支均衡の考え方が法律に明文化され、旧制度の収支相償による公益目的事業ごと（公1、公2、…）ではなく、公益目的事業全体での収支の比較が可能となります。

ただし、令和6年度までに生じた旧制度の収支相償による超過額は中期的収支均衡の判定の計算対象にはならず、従来の収支相償の計算方法により2年以内に解消しなければならないとされています。

さらに、従来の特定費用準備資金及び資産取得資金を統合し用途変更等の柔軟性を高めた仕組みとして公益充実資金が創設され、当該資金への積み立ては認定法上の中期的収支均衡において費用とみなされます。

住まいとまちづくり VOL.46

2025年3月31日発行

発行／公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会

〒231-0011 横浜市中区太田町2-22 神奈川県建設会館4階

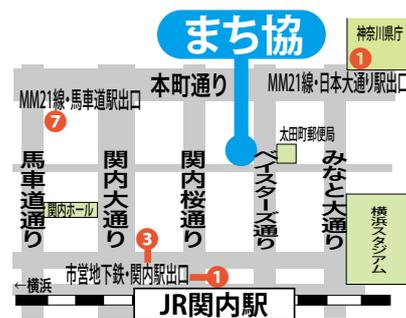
☎ 045-664-6896 FAX 045-664-9359

http://www.machikyo.or.jp/

E-mail admin@machikyo.or.jp

発行人／長田 喜樹

編集責任者／塚田 操六



JR根岸線・関内駅北口、南口から徒歩5分
横浜市営地下鉄・関内駅1番、3番出口から徒歩5分
みなとみらい線・日本大通り駅1番出口から徒歩5分
みなとみらい線・馬車道駅7番出口から徒歩10分
横浜メディア・ビジネスセンター隣

水と緑が織り成す自然景観に加え、水流の音やきらめく水面が癒しと安らぎを与えてくれる身近な水辺。そんな県内の潤いあふれる親水スポットをルポして紹介します。

【アクセス】

車利用…東名高速・秦野中井インターから約5分
小田原厚木道路・二宮インターから約10分

公共交通利用…

JR東海道線・二宮駅北口から神奈川中央交通「秦野駅南口」行きバスで約20分、または小田急線・秦野駅南口から「井ノ口・団地中央」行きバスで約20分、「北窪入口」バス停下車、徒歩約1分



あかりの祭典

公園内に並べられた手作りランタンやイルミネーションに、ハートがほっこりさせられる晩秋のイベント。2005年から2011年まで開催された地元・井ノ口小の「ランタンフェスタ」を前身として、2012年から継続を望む有志が発起人となって行われています。



竹灯籠のタベ

湿地の一角にある竹林再生事業の一環として、間引いた竹で「灯籠」をつくり、来場者と一緒に火を灯して幽玄な雰囲気を楽しむ初夏のイベント。2006年度から始まり、2024年5月25日（土）の開催で19回目を数えます。（写真提供：中井町）



「弁天さん」として親しまれてきた蔵島神社を中央に据える湿生地を保全する目的で、2003年に整備された中井町の公園。ホテルを復活させる活動や四季折々の自然、生物の鑑賞拠点であるとともに、初夏と晩秋にはロウソクの火を灯して幻想的な風景を演出する催しが定着しています。

園内の木道も新しく架け替えられて、安全に散策できるようになりました。窪地にある湿生地を上から眺めたり、公園から見渡せるパノラマ景観も素敵。いろいろと目線を変えて楽しめます。



湿生地中央に位置する蔵島神社

お土産に



「里都まち（さとまち）なかいブランド認証制度」の「逸品」として、地元産のオーガニック生姜をミックスした地ビール「中井麦酒蔵島神社（ジンジャー）ピア」=写真<上>=の商品化を手がけたのが、こちらの宮川酒店。税込み価格は1本748円（330ml）なり。営業時間：木・金・土・日曜（不定休）10:00～19:00
問い合わせ：☎0465-81-0309
<http://www.miyagawasaketen.com>